

現地審査の費用に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「プライバシーマーク付与適格性審査実施規程」2.8に基づき、現地審査の費用（以下、「現地審査費」という。）について定めることを目的とする。

(現地審査費用)

第2条 Pマーク審査部長は、申請事業者に対して現地審査費として、以下の交通費、宿泊費および日当を請求する。

- (1) 交通費 当該現地審査に伴って発生した鉄道賃（グリーン券を除く）、航空賃、船舶賃、電車・バス賃、必要に応じてタクシー賃の実費を請求する。ただし、航空賃は、指定審査機関の所在地を基点として、路線距離が550キロメートル以上、もしくは鉄道で片道4時間以上かかる場合に請求することができる。
なお、交通費は、現地審査当日の正規料金に基づき請求する。
- (2) 宿泊費 1泊15,000円とする。ただし、宿泊費は原則として以下のいずれかの場合に請求する。
 - イ. 指定審査機関の所在地を基点として、審査対象地が140キロメートル以上にある場合
 - ロ. 指定審査機関の所在地を基点として、移動時間及び審査時間の合計が10時間を超える場合
 - ハ. その他、上記イ、ロに準じるとPマーク審査部長が判断した場合
- (3) 日当 1日5,000円とする。ただし、現地調査対象地が東京23区内又は大阪市内である場合は、交通費を含むものとする。

(請求および振込)

第3条 現地審査費は現地審査終了後に請求する。

2. 現地審査を受けた事業者は、すみやかに指定審査機関の指定する金融機関に現地審査費を振り込むものとする。ただし、振込費用は申請事業者の負担とする。
3. 請求にあたって指定審査機関は、交通費および宿泊費に関する領収書ないしその写しを添付しないものとする。

(審査の中止)

第4条 指定審査機関は、現地審査費の振込のない間、審査を中止することができる。

(規程の公表)

第5条 本規程は、協会のウェブサイト上で公表する。

(改定)

第6条 本規程の改定は、P マーク審査部において行い、理事長の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

なお、当審査機関の所在地を東京（豊島区巣鴨）および大阪（大阪市中央区本町橋）とする。